

(案)

令和7年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられた御意見と市の考え方

(1) 意見提出者数 2団体 (2) 意見項目数 14件

NO.	御意見の内容	市の考え方
【Ⅲ 監視指導の実施】（6 ページ）		
1	施策の柱である HACCP の推進について、法改正により新たに対象となった施設への監視指導、中小事業者への導入・定着、講習会等の実施が適切に実施できるよう、必要な体制確保とそのための予算措置をお願いします。	HACCP に沿った衛生管理に関する助言・指導等を含め、各施設の監視指導等が適切に実施できるよう体制整備と予算確保に努めてまいります。
2	カンピロバクター、ウェルシュ菌、サルモネラ菌など近年発生している食中毒事故の傾向を踏まえ引き続き対策を進めてください。猛暑や夏季の長期化、また食品の流通量が増加する年末に向けて、注意喚起や集中的な監視を強めるようお願いします。	近年発生している食中毒事故の傾向を踏まえ、関係事業者の指導、市民への予防啓発等に努めてまいります。 また、夏季及び年末においては一斉監視を実施するなど、監視指導を強化してまいります。
3	コロナ禍が収束して、政令市であるさいたま市においては多くのイベントが再開されています。また、大宮の繁華街や大型ショッピングモールなど、飲食店の数も県内随一です。食品の安全確保のため、注意喚起や必要な監視をお願いします。	市内各所で開催されるグルメイベント等については、食品の管理等について、重点的に監視指導することとしております。また、各飲食店についても取扱う食品や HACCP に沿った衛生管理の実施状況等、各施設の状況に応じた監視指導を行ってまいります。
【Ⅲ 監視指導の実施】（7 ページ）		
4	自然毒について言及され、消費者への注意喚起を書かれたことは、誤食等、最近増加傾向にあるので、食中毒防止に大切なことだと思います。せっかくの取り組みが広く市民にも伝わるようないろいろな場面での注意喚起をお願いします。	ふぐ毒や有毒植物、毒キノコ等の自然毒による食中毒事例は全国で発生が続いているため、市報、市ホームページや SNS、デジタルサイネージ等を活用し予防啓発を行ってまいります。

(案)

令和7年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられた御意見と市の考え方

【Ⅲ 監視指導の実施】（7ページ）ほか		
5	いわゆる「健康食品」については、機能性表示食品において、製造施設の衛生管理上の問題から大きな事故が発生しました。その教訓をふまえ、製造現場における衛生管理の実態を把握し、不適切な場合は指導や助言を行ってください。また、虚偽誇大広告を禁止している「健康増進法」や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」など他の部局に関わる課題もあるため、庁内連携による監視や対応を進めてください。	いわゆる「健康食品」の製造施設については、引き続き、制度改正に関する情報収集を行い、製造実態の把握と必要な監視指導・助言に努めてまいります。 また、いわゆる「健康食品」の適切な食品表示については、庁内関係部署と連携協力し、対応してまいります。
【Ⅳ 食品等の検査】（10ページ）		
6	収去等検査計画 放射性物質の検体数の減少は理解できますが、食品添加物や動物用医薬品、その他でわずかですが減少しています。検体数は減らさないでください。	放射性物質検査については、近年の検出状況を踏まえ検体数を減らしています。食品添加物、動物用医薬品等の検査については、市内製造施設の減少により検体の確保が難しくなっていること及び近年の検出状況を考慮し検体数を若干減らしています。一方、野菜・果実における残留農薬検査については、検体数を増やしています。 今後も市民の食の安全・安心を確保できるよう、効果的・効率的に実施していくとともに、市民の皆様に御理解いただき、安心につなげられるよう、リスクコミュニケーションをすすめてまいります。
【Ⅳ 食品等の検査】（12ページ）		
7	と畜場等の衛生指導に係る検査 令和6年度の記載よりわかりやすく、見やすくなりました。市内に食鳥処理施設がなくなったことも確認できました。引き続き、よりわかりやすい記載になるよう要望します。	引き続き、よりわかりやすい記載になるよう努めてまいります。

(案)

令和7年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられた御意見と市の考え方

【Ⅴ 危機管理】（13ページ）ほか		
8	機能性表示食品を含むいわゆる「健康食品」については、誇大と思われる広告が大量かつ長期にわたり続いているため、間違った認識が県民・消費者に浸透していると考えられます。適切な情報の、継続的な発信をお願いします。	機能性表示食品を含むいわゆる「健康食品」の適切な食品表示等について、関係法令を所管する関係部署と連携して対応してまいります。
9	いわゆる「健康食品」も含め、市民が食品表示や異変に気付いた場合の相談・通報の窓口等の連絡先の周知を強めてください。	相談及び通報の窓口については、市ホームページ等により周知に努めてまいります。
【Ⅶ 消費者や事業者との意見交換の推進及び市民への情報提供】（14ページ）ほか		
10	食の安全について、市民が正しい知識を持てるよう、情報発信やリスクコミュニケーション、市民との意見交換の場を増やしてください。	食の安全について市民の皆様が正しい知識を持ち安心に繋がるよう、引き続き情報発信やリスクコミュニケーションの実施に努めてまいります。
11	食品ロス削減との関連で食品のお持ち帰りについて議論が行われていますが、家庭内に起因する食中毒を防止する観点から、家庭内での食品の取り扱いの注意点や異変があったときの対応等の周知をお願いします。	家庭内での食品の取り扱いの注意点や異変があったときの対応についても含め、食品衛生に関する知識の普及啓発に引き続き取り組んでまいります。また、食べ残しを持ち帰るに当たっての衛生的な留意事項についても、事業者及び消費者への周知に取り組んでまいります。
12	市民が食品の安全について学べる施設情報の提供をお願いします。	過去に市民向け講習会等において見学した施設について、市ホームページに掲載いたしました。 (参考) さいたま市食の安全・安心市民講習会について https://www.city.saitama.lg.jp/002/002/010/005/003/p018571.html

(案)

令和7年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられた御意見と市の考え方

【Ⅷ 人材の育成】（16ページ）		
13	人口や店舗数が多いさいたま市で、食品衛生監視指導について、十分な体制がとれるよう、人員の確保を要望します。	法改正により対象施設が増加すると共に、きめ細かな対応が必要となっていることから、必要に応じて人員及び体制を要望するとともに食の安全・安心の確保のため、効果的・効率的に事業に取り組んでまいります。
【その他】		
14	意見募集のページが見つかりにくい点を改善してください。パブリックコメント等に提出するなど改善を要望します。	御意見を踏まえまして、オンライン市役所さいたま（電子申請・届出サービス）の活用を検討するとともに、意見募集の実施について市公式SNSでの情報発信を行います。